室蘭市の企業立地支援

対象業種

①製造業、建設業、運送業、卸売業、電気業、ガス業、熱供給業
②産業支援サービス業（通信業、機械設計業など）
③試験研究施設（自然科学系）
④ホテル・旅館業
⑤観光関連業（観光振興計画に記載があること）
⑥環境・リサイクル関連産業（再資源化を行う施設）

対象要件

A．施設・設備の要件
固定資産評価額が2,500万円以上

B．雇用の要件
【新設】常用従業員5名以上
【増設】常用従業員2名以上
（増設時に省力化を目的としたロボット等を導入した場合は雇用の要件を免除）

※　社宅建設助成は要件Ａを免除
※　操業助成は左記②、③の業種のみを対象として要件Ａを免除

中小企業 大企業の 新設

課税免除
新設の施設・設備にかかる固定資産税・都市計画税を3年間免除
通算２億円以内

雇用助成
市内在住の補助対象従業員１名につき30万円を助成
限度額 6,000万円

用地取得助成
補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年分割で助成
限度額 1億円

操業助成
ビル等の賃貸料・通信回線使用料金・電気料金・上下水道料金の中から１つを選択し、年間使用料の1/2を3年間助成
限度額 500万円/年
※課税免除・施設設置助成・用地取得助成との併用はできません

中小企業の 増設

施設設置助成
固定資産税・都市計画税の一定割合を助成
1年目100%、2年目75%、3年目50%
通算２億円以内

雇用助成
同左
限度額 6,000万円

用地取得助成
同左
限度額 1億円

操業助成
適用されません

さらに、航空機、自動車、環境・エネルギーの3分野については

助成額は従来の約2倍

施設設置助成
新設の施設・設備について
固定資産評価額の5%を単年度で助成
通算2億円以内

課税免除
増設の施設・設備にかかる
固定資産税・都市計画税を3年間免除
通算2億円以内

施設設置助成
増設の施設・設備について
固定資産評価額の5%を単年度で助成
通算2億円以内

課税免除・施設設置助成を併せてご活用いただけます